

関東地方整備局「建設会社における災害時の事業継続力認定」実施要項

(趣旨)

第1条 この実施要項は、関東地方整備局が建設会社における災害時の事業継続力の認定を実施するに当たり、その運用及びその他必要な事項について定めるものである。

(目的)

第2条 関東地方整備局は災害時において、緊急輸送道路の早期確保や河川堤防、港湾施設などの早期復旧に取り組む責任を担っており、その実施に際しては建設会社の協力が必要不可欠である。

「関東地方整備局建設会社における災害時の事業継続力認定」(以下「本制度」という。)は、建設会社が備えている事業継続力を関東地方整備局が評価し、適合した建設会社に対する認定証の発行及びその建設会社を公表することにより、建設会社における事業継続計画の策定を促進し、もって関東地方整備局の災害対応業務の円滑な実施と地域防災力の向上を目的とするものである。

(用語の定義)

第3条 この実施要項における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- 一 「建設会社」とは、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の許可を受けて建設業を営む会社をいう。
- 二 「評価要領」とは、あらかじめ関東地方整備局が公表している「建設会社における災害時の基礎的事業継続力評価要領」をいう。
- 三 「評価」とは、評価要領に基づき行う評価のことをいう。
- 四 「認定証」とは、評価要領に適合した建設会社に対し発行する証書のことをいう。

(認定の申請)

第4条 本制度での認定を受けようとする建設会社(以下「申請会社」という。)は、関東地方整備局管内に位置する営業所(本店又は支店若しくは建設業法施行令第一条で定めるこれに準ずるものをいう。)に係る事業継続計画策定の取組について、評価要領に定める申請書及び添付書類(以下「申請書類」という。)を整え、関東地方整備局長に申請するものとする。

- 2 関東地方整備局が本制度と同等と認める類似制度の認証を取得している申請会社にあつては、前項の規定によらず、類似制度を活用する場合の申請書類を整え、関東地方整備局長に申請できるものとする。

(評価の実施)

第5条 評価は、書類の確認による評価及び面接による評価の双方を実施するものとする。

- 2 書類の確認による評価は、申請書類の内容について、評価要領に基づき適合の可否について評価する。
- 3 面接による評価は、申請会社との面接により実施するものとする。
- 4 書類の確認による評価により、実効性も含め「評価要領」に適合していることを確認できた場合は、面接による評価を省略する場合がある。
- 5 前条第2項に係る申請会社にあつては、書類の確認による評価及び面接による評価を省略できるものとする。

(認定委員会の設置)

第6条 関東地方整備局は、「建設会社における災害時の事業継続力」の認定に関する事項を審議するため、事業継続力認定委員会（以下「認定委員会」という。）を設置するものとする。

- 2 認定委員会は、下部組織として評価部会を設置し、評価の実施に当たるものとする。

(認定委員会の構成)

第7条 認定委員会の構成は以下のとおりとし、委員長を置くものとする。

委員長 防災情報調整官

委員 防災対策技術分析官

委員 防災管理官

委員 防災室長

委員 災害対策マネジメント室長

委員 企画部 技術調査課長

委員 企画部 施工企画課長

委員 河川部 河川管理課長

委員 道路部 道路管理課長

委員 港湾空港部 港湾空港防災・危機管理課長

なお、委員長に事故等の不測の事態が生じた場合には、防災対策技術分析官が代理として委員長を務めるものとする。

2 評価部会の構成は以下のとおりとし、部会長を置くものとする。

部会長 防災対策技術分析官

部会員 防災管理官

部会員 防災室長

部会員 災害対策マネジメント室長

部会員 企画部 施工企画課長

部会員 企画部 建設情報・施工高度化技術調整官

部会員 港湾空港部 港湾空港防災・危機管理課長

部会員 関東地方整備局長が選任し委嘱した有識者

なお、部会員は必要に応じて、委員長が追加指名することができる。

(認定委員会の開催)

第8条 認定委員会の開催は次の各号により行うものとする。

- 一 認定委員会は、委員長の招集により半期毎に開催することを原則とする。
- 二 前号に定めるほか必要な場合においては、委員長の招集により適宜開催することができるものとする。
- 三 認定委員会は、委員（委員長含む）5名以上の出席をもって成立するものとする。

(認定の実施)

第9条 認定委員会は評価部会の報告内容を審議し、認定を行うものとする。
ただし、第5条第5項の規定により、書類の確認による評価及び面接による評価を省略した申請会社にあつては、第4条第2項に定める申請書類の確認をもって、認定を行うものとする。

(評価部会の開催)

第10条 評価部会の開催は次の各号により行うものとする。

- 一 部会長の招集により評価部会を適宜開催し、書類の確認による評価及び面接による評価を行うものとする。
- 二 面接による評価は部会員の2名以上の参加により実施するものとする。

(認定委員会の事務局)

第11条 認定委員会に事務局を設置し、防災室及び港湾空港防災・危機管理課がその業務を所掌する。

2 事務局は、次の各号に掲げる業務を処理するものとする。

- 一 申請会社から申請された申請書類の確認
- 二 申請書類の受付
- 三 その他認定事務に関する事項

(認定証の交付)

第12条 評価に適合した申請会社に対し認定証を交付するものとする。また、認定証の交付を受けた建設会社についてはインターネットで公表を行うものとする。

(認定証の有効期間)

第13条 第4条第1項に基づき申請を行った建設会社を認定する場合に交付する認定証の有効期間は、交付の日から2年間とする。ただし、令和5年10月1日付け認定以降、認定を継続する場合に交付する認定証の有効期間は、交付の日から3年間とする。

2 第4条第2項に基づき申請を行った建設会社を認定する場合に交付する認定証の有効期間は、交付の日から2年間とする。

(不適合通知書)

第14条 評価書類に虚偽記載等が判明した申請案件について、認定委員会において評価内容を諮った上、不適合通知書を申請会社に交付するものとする。

2 前項の通知書を交付された建設会社については交付の日から60日間に渡り、第4条に定める認定の申請を禁止するものとする。

(認定の取消し)

第15条 認定委員会は、認定証を交付した建設会社が次の各号に該当する場合は認定委員会を開催し、その内容を諮った上で認定を取消すものとする。

なお、認定の取消しを受けた場合は、認定証の有効期間にかかわらず、認定の効力についても失効するものとする。

- 一 認定後において評価書類に虚偽の記載があったことが判明した場合
- 二 認定を受けた建設会社が合併等により組織を改編した場合
- 三 その他、認定の取消が必要な場合

2 前項第二号に記載のある場合を除き、認定の取消を受けた建設会社は、その取消の日から180日を経過しなければ、認定の申請はできない。

(合併等による認定の継続)

第 16 条 認定を受けた建設会社が合併等により組織を改編した場合で、認定を継続させようとする建設会社は、申請書類を整え、関東地方整備局長に申請するものとする。

2 認定委員会は、継続の申請があった場合は、速やかに認定委員会を開催し、その内容を諮った上で認定の継続を行うものとする。

3 認定の継続が認められた建設会社には、継続通知書を交付するものとする。

なお、必要に応じて認定証を再交付するものとする。

(守秘義務)

第 17 条 認定委員、評価部会員及び事務局員等は、知り得た個人情報や企業情報等について関連法令を遵守し適切に対応するものとする。

(有効期間の延長)

第 18 条 天災等により、申請受付及び評価部会のいずれか又は両方ができないと委員長が判断した場合は、認定証の有効期間を延長（3ヶ月単位を原則とする）できるものとする。

2 天災等により、認定を継続しようとする建設会社の申請に支障があると委員長が判断した場合、有効期間の延長申請があった建設会社の認定証の有効期間を延長（3ヶ月単位を原則とする）できるものとする。

3 第 1 項又は前項による有効期間の延長を実施した場合、委員長は次回の認定委員会時に報告するものとする。

附 則

この実施要項は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。